

議案第35号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和4年2月16日に開催された特別区長会で、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」等の改正が了承されたこと及び国民健康保険法等が一部改正されたことに伴い、港区国民健康保険条例の一部改正を行います。

- (1) 保険料率等の改定
- (2) 賦課限度額の変更
- (3) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入による改正
- (4) 民法の一部を改正する法律により、成人年齢が変更となることによる改正

2 改正の内容

条文	条文の見出し	改正内容
第12条	結核・精神医療 給付金	民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、成人年齢が20歳から18歳に変更となることに伴い、結核医療給付金の支給対象を変更します。 「20歳以上の被保険者」→「18歳以上の被保険者」 「20歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主」→「18歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主」
第14条 の3	一般被保険者 に係る基礎賦 課総額	一般被保険者に係る基礎賦課総額の規定に未就学児の被保険者均等割額の減額の条文を追加します。 国民健康保険法の一部改正に伴い、規定を整備します。
第15条 の4	一般被保険者 に係る基礎賦 課額の保険料 率	一般被保険者に係る基礎分（医療分）の保険料率を次のとおり改正します。 所得割（旧ただし書所得に対して乗じる料率） 「100分の7.13」→「100分の7.16」 所得割の賦課割合 「100分の66」→「100分の64」 均等割（世帯員に均等に賦課する金額） 「38,800円」→「42,100円」 均等割の賦課割合 「100分の34」→「100分の36」

第 15 条 の 8	基礎賦課限度額	基礎賦課限度額の規定に未就学児の被保険者均等割額の減額の条文を追加します。 基礎分（医療分）の賦課限度額を次のとおり改正します。 「63 万円」→「65 万円」
第 15 条 の 9	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の規定に未就学児の被保険者均等割額の減額の条文を追加します。 国民健康保険法の一部改正に伴い、規定を整備します。
第 15 条 の 12	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の保険料率を次のとおり改正します。 所得割 「100 分の 2.41」→「100 分の 2.28」 所得割の賦課割合 「100 分の 65」→（変更なし） 均等割 「13,200 円」→（変更なし） 均等割の賦課割合 「100 分の 35」→（変更なし）
第 15 条 の 16	後期高齢者支援金等賦課限度額	後期高齢者支援金等賦課限度額の規定に未就学児の被保険者均等割額の減額の条文を追加します。 後期高齢者支援金等賦課限度額を次のとおり改正します。 「19 万円」→「20 万円」
第 16 条 の 4	介護納付金賦課額の保険料率	介護納付金分の保険料率を次のとおり改正します。 所得割 「100 分の 2.13」→「100 分の 2.02」 所得割の賦課割合 「100 分の 61」→「100 分の 60」 均等割 「17,000 円」→「16,600 円」 均等割の賦課割合 「100 分の 39」→「100 分の 40」
第 19 条	賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合	賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等により保険料が変更する場合の規定に未就学児の被保険者均等割額の減額の条文を追加します。

第 19 条 の 2	低所得者の保 険料の減額	<p>基礎分（医療分）の減額後の賦課限度額を次のとおり改正します。 「63 万円」→「65 万円」 後期高齢者支援金分の減額後の賦課限度額を次のとおり改正します。 「19 万円」→「20 万円」</p> <p>保険料均等割額の 7 割軽減額を次のとおり改正します。 基礎分（医療分） 「27,160 円」→「29,470 円」 後期高齢者支援金分 「9,240 円」→（変更なし） 介護納付金分 「11,900 円」→「11,620 円」</p> <p>保険料均等割額の 5 割軽減額を次のとおり改正します。 基礎分（医療分） 「19,400 円」→「21,050 円」 後期高齢者支援金分 「6,600 円」→（変更なし） 介護納付金分 「8,500 円」→「8,300 円」</p> <p>保険料均等割額の 2 割軽減額を次のとおり改正します。 基礎分（医療分） 「7,760 円」→「8,420 円」 後期高齢者支援金分 「2,640 円」→（変更なし） 介護納付金分 「3,400 円」→「3,320 円」</p>
第 19 条 の 4	未就学児の被 保険者均等割 額の減額	<p>未就学児の均等割額の減額する条文を新たに追加します。</p> <p>一般被保険者に係る基礎分（医療分）の未就学児一人についての軽減額を次のとおり定めます。 7 割軽減世帯 「6,315 円」 5 割軽減世帯 「10,525 円」 2 割軽減世帯 「16,840 円」 上記以外の世帯 「21,050 円」</p> <p>一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の未就学児一人についての軽減額を次のとおり定めます。 7 割軽減世帯 「1,980 円」 5 割軽減世帯 「3,300 円」 2 割軽減世帯 「5,280 円」 上記以外の世帯 「6,600 円」</p>
付則	施行期日	1 この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

付則	経過措置	2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。
----	------	--

港区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第十二条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条の二第一項（同法第六十四条第一項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第三項に定める申請のあつた月の属する年度（結核医療給付金の申請のあつた月が四月又は五月の場合にあつては、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。</p> <p>一 十八歳以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>二 十八歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第十二条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条の二第一項（同法第六十四条第一項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第三項に定める申請のあつた月の属する年度（結核医療給付金の申請のあつた月が四月又は五月の場合にあつては、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。</p> <p>一 二十歳以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>二 二十歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2～6 (略)</p>

(中略)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第十四条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第十九条の二及び第十九条の四の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

ハ 法第八十一条の二第五項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第八十一条の二第十項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ・ヘ (略)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ・ハ (略)

(中略)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第十四条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第十九条の二の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

ハ 法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ・ヘ (略)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ・ハ (略)

二 その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（中略）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十五条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の七・一六（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十四に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法に

二 その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（中略）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十五条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の七・一三（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十六に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法に

より補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき四万二千百円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(中略)

(基礎賦課限度額)

第十五条の八 第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二及び第十九条の四において同じ。)は、六十五万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第十五条の九 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第十九条の二及び第十九条の四の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 (略)

より補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき三万八千八百円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十四に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(中略)

(基礎賦課限度額)

第十五条の八 第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十九条及び第十九条の二において同じ。)は、六十三万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第十五条の九 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第十九条の二の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 (略)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。）の額

(中略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十五条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・二八（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十五に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 (略)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

(中略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十五条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・四一（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十五に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 (略)

(中略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二及び第十九条の四において同じ。)は、二十万円を超えることができない。

(中略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・〇二(介護納付金賦課総額の百分の六十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあっては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万六千六百円(介護納

(中略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条及び第十九条の二において同じ。)は、十九万円を超えることができない。

(中略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・一三(介護納付金賦課総額の百分の六十一に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあっては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万七千円(介護納付金

付金賦課総額の百分の四十に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(中略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第十九条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第十四条の四若しくは第十五条の五の基礎賦課額、第十五条の十若しくは第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額、第十六条の二の介護納付金賦課額又は次条各号若しくは第十九条の四各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日若し

賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(中略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第十九条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合若しくは法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第十四条の四若しくは第十五条の五の基礎賦課額、第十五条の十若しくは第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額、第十六条の二の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者

くは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十四条の四若しくは第十五条の五の基礎賦課額、第十五条の十若しくは第十五条の十三の後期高齢者支学金等賦課額、第十六条の二の介護納付金賦課額又は次条各号若しくは第十九条の四各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第十九条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支学金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十万円を超える場合には、二十万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十四条の四若しくは第十五条の五の基礎賦課額、第十五条の十若しくは第十五条の十三の後期高齢者支学金等賦課額、第十六条の二の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（保険料の減額）

第十九条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十三万円を超える場合には、六十三万円）及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支学金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十九万円を超える場合には、十九万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二

の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢

の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢

六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
二万九千四百七十円

ロ (略)

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
一万六千二百二十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、二十八万五千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない

六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
二万七千六百六十円

ロ (略)

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
一万九千九百円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、二十八万五千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない

世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
二万千五十円

ロ (略)

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
八千三百円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十二万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
八千四百二十円

ロ (略)

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
三千三百二十円

世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
一万九千四百円

ロ (略)

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
八千五百円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十二万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
七千七百六十円

ロ (略)

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
三千四百円

(特例対象被保険者等の特例)

第十九条の三 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号イに定める金額を減額した世帯 六千三百十五円

ロ 第十九条の二第二号イに定める金額を減額した世帯 一万五百二十五円

ハ 第十九条の二第三号イに定める金額を減額した世帯 一万六千八百四十円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 二万五千五十円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

(特例対象被保険者等の特例)

第十九条の三 (略)

イ 第十九条の二第一号ロに定める金額を減額した世帯 千九百八十円

ロ 第十九条の二第二号ロに定める金額を減額した世帯 三千三百円

ハ 第十九条の二第三号ロに定める金額を減額した世帯 五千二百八十円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 六千六百元

(後略)

付則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十四条の三、第十五条の四、第十五条の八、第十五条の九、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和四年度以後の年度分の保険料について適用し、令和三年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(後略)

参考資料一覧

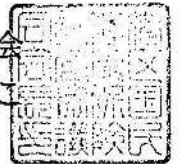
- 参考資料1 令和4年2月25日付3港保国年第5358号の諮問について（答申）
- 参考資料2 令和4年度 港区国民健康保険条例改正の概要
- 参考資料3 港区国民健康保険の保険料率等について
- 参考資料4 令和4年度港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較
- その1 年金収入1人世帯の場合
 - その2 年金収入2人世帯の場合
 - その3 給与収入1人世帯の場合
 - その4 給与収入3人世帯の場合
- 参考資料5 港区国民健康保険における所得階層別世帯数及び被保険者数

参考資料1

3 港国運答申第1号
令和4年3月7日

港区長 武井雅昭 様

港区国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 小倉 りえこ



令和4年2月25日付3港保国年第5358号の諮問について（答申）

令和4年2月25日付3港保国年第5358号で諮問のあった、諮問第1号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、下記のとおり答申します。

記

1 諮問第1号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、

均等割軽減のさらなる拡大を国に要望すること。

今回の保険料改正が低所得世帯への負担増になっており、改正案に反対である。法定外繰入が段階的に解消された場合、保険料負担増につながることを懸念される。差押など財産の強制執行をする場合、個別事情を考慮すること。

高額未納者に対しては、複数年での分納を認めること。

との意見がありましたが、委員25名中、賛成24名、反対1名の賛成多数により原案を適当と認めます。

令和4年度 港区国民健康保険条例改正の概要

1 令和4年度港区国民健康保険料率等について

- (1) 統一保険料方式
 - 特別区の区域内では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう、基準となる保険料率を共通基準として策定し、各区が定める保険料率をこれに一致させて運用していく統一保険料方式を行っており、港区もこの方式で保険料率を定めています。
- (2) 法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置
 - 賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込を除く）を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度の制度改正時の国の方針から、納付金分を94%（残り6%は法定外（一般財源）繰入）として算定し、以後、この割合を95%、96%と1%ずつ引き上げ法定外繰入を段階的に解消することを平成29年度区長会において定めています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会情勢を鑑み、区財政の状況や長期的な財政規律の確保も視野に入れ、本来97.3%に引き上げる予定であった基礎分（医療分）に、新型コロナウイルス感染症の影響による医療給付費相当額分（約3億1,600万円）の法定外繰入を行い、激変緩和率を92.3%としました。区は合計で約5億6,400万円の法定外繰入を行い、保険料負担の抑制を図りました。

基礎分&後期支援金分		令和3年度(現行) (独自激変緩和96%)	令和4年度(今回諮問) (独自激変緩和) 基礎分92.3% 後期分97.3%	(参考)令和4年度(コロナによる負担抑制をしない場合) (独自激減緩和) 97.3%
賦課割合 (所得割:均等割)		65:35	64:36	65:35
保険料率等	所得割率	9.54%	9.44%	10.10%
	基礎分	7.13%	7.16%	7.82%
	後期支援金分	2.41%	2.28%	2.28%
	均等割額	52,000円	55,300円	57,700円
	基礎分	38,800円	42,100円	44,500円
	後期支援金分	13,200円	13,200円	13,200円
	賦課限度額	820,000円	850,000円	850,000円
	基礎分	630,000円	650,000円	650,000円
後期支援金分	190,000円	200,000円	200,000円	

介護納付金分		令和3年度(現行) (独自激変緩和96%)	令和4年度(今回諮問) (独自激変緩和) 介護分97.3%	(参考)令和4年度(コロナによる負担抑制をしない場合) (独自激減緩和) 97.3%
賦課割合 (所得割:均等割)		61:39	60:40	61:39
所得割率		2.13%	2.02%	2.02%
均等割額		17,000円	16,600円	16,600円
賦課限度額		170,000円	170,000円	170,000円

一人当たり保険料(基礎分)	113,435円	118,627円	125,409円
一人当たり保険料(後期分)	37,293円	37,270円	37,270円
一人当たり保険料(介護分)	43,401円	41,790円	41,790円
40~64歳 一人当たり保険料 (基礎+後期+介護)	194,129円	197,687円	204,469円
前年度比		3,558円	10,340円
上記以外 一人当たり保険料 (基礎+後期)	150,728円	155,897円	162,679円
前年度比		5,169円	11,951円

2 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入

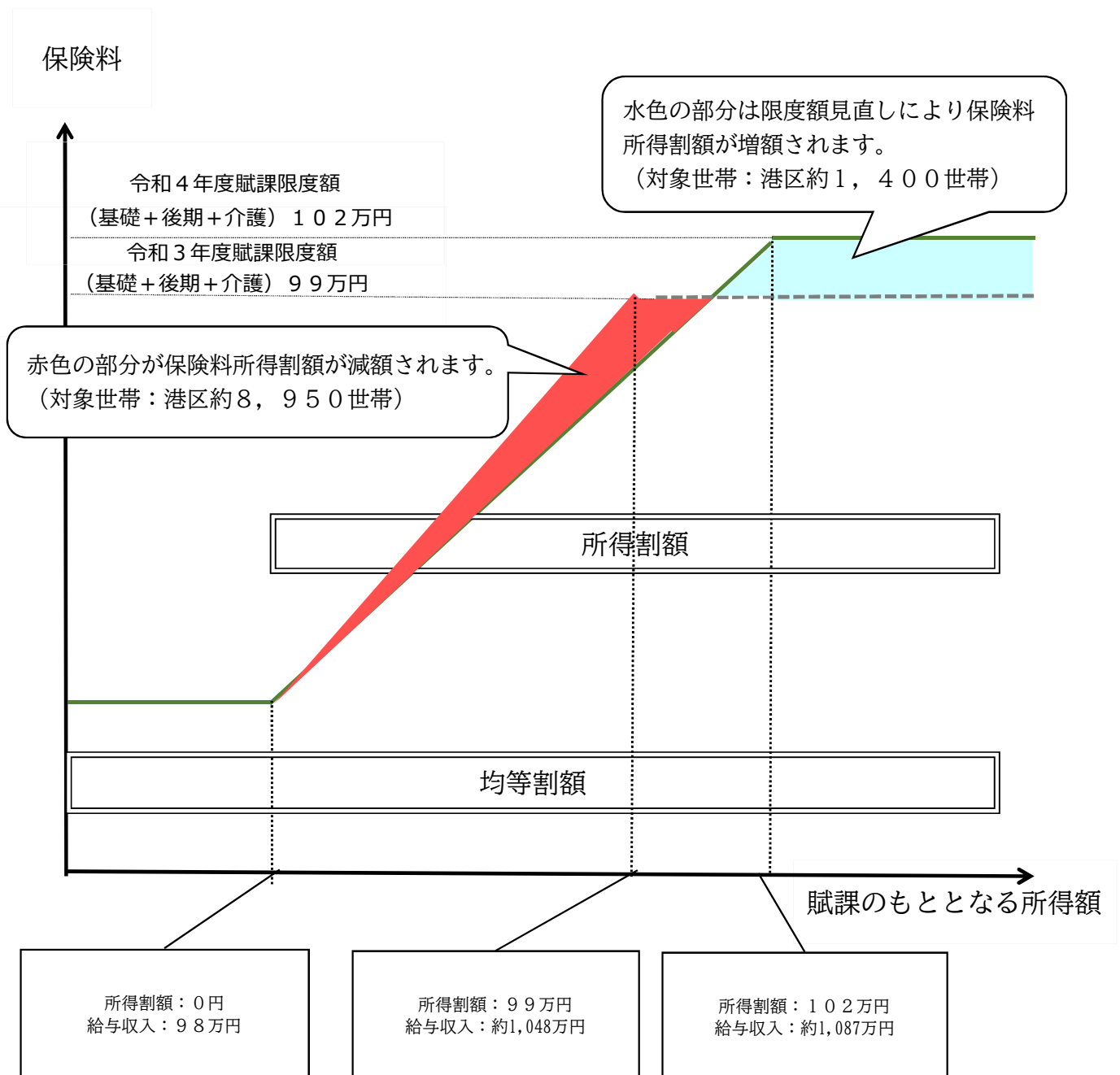
世帯に未就学児の被保険者がいる場合、世帯の世帯主に対して賦課する「未就学児に対する被保険者均等割額」を半額にします。

また、低所得世帯に係る保険料の均等割減額賦課（7割軽減、5割軽減、2割軽減）の基準に従い保険料の均等割額を減額している場合は、その減額後の被保険者均等割額を半額にします。

3 賦課限度額の見直し

基礎分と後期支援金分の賦課限度額を改正します。

基礎分（医療分）	改正前630,000円→改正後650,000円
後期支援金分	改正前190,000円→改正後200,000円
介護支援金分	170,000円（改正なし）



港区国民健康保険の保険料率等について

1 港区国民健康保険における保険料率等の推移

区分		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	
基礎分 (医療分)	賦課総額	5,926百万円	5,916百万円	6,346百万円	6,530百万円	6,532百万円	
	賦課割合(所得割:均等割)	64:36	66:34	66:34	66:34	66:34	
	保険料率	所得割	7.16% (+0.03%)	7.13%	7.14%	7.25%	7.32%
		均等割	42,100円 (+3,300円)	38,800円	39,900円	39,900円	39,000円
	賦課限度額	65万円 (+2万円)	63万円	63万円	61万円	58万円	
後期高齢者 支援金分	賦課総額	1,862百万円	1,945百万円	2,008百万円	2,020百万円	2,030百万円	
	賦課割合(所得割:均等割)	65:35	65:35	65:35	66:34	66:34	
	保険料率	所得割	2.28% (-0.13%)	2.41%	2.29%	2.24%	2.22%
		均等割	13,200円	13,200円	12,900円	12,300円	12,000円
	賦課限度額	20万円 (+1万円)	19万円	19万円	19万円	19万円	
介護納付金分	賦課総額	886百万円	946百万円	839百万円	798百万円	795百万円	
	賦課割合(所得割:均等割)	60:40	61:39	59:41	55:45	54:46	
	保険料率	所得割	2.02% (-0.11%)	2.13%	1.46%	1.24%	1.18%
		均等割	16,600円 (-400円)	17,000円	15,600円	15,600円	15,600円
	賦課限度額	17万円	17万円	17万円	16万円	16万円	

一人当たり保険料 (基礎分)	118,627円 (+5,192円)	113,435円 (-4,554円)	117,989円 (+761円)	117,228円 (+2,700円)	114,528円 (+4,874円)
一人当たり保険料 (後期分)	37,270円 (-23円)	37,293円 (-41円)	37,334円 (+1,064円)	36,270円 (+677円)	35,593円 (+3,589円)
一人当たり保険料 (介護分)	41,790円 (-1,611円)	43,401円 (+5,703円)	37,698円 (+2,662円)	35,036円 (+500円)	34,536円 (+887円)
一人当たり保険料 (基礎分+後期分)	155,897円 (+5,169円)	150,728円 (-4,595円)	155,323円 (+1,825円)	153,498円 (+3,377円)	150,121円 (+8,463円)
一人当たり保険料 (基礎+後期+介護)	197,687円 (+3,558円)	194,129円 (+1,108円)	193,021円 (+4,487円)	188,534円 (+3,877円)	184,657円 (+9,350円)

2 賦課割合

特別区基準保険料率により、港区の所得割分・均等割分の保険料収入を算出した賦課割合(賦課総額における所得割と均等割の割合)は、次のとおりです。なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会情勢を鑑み、区財政の状況や長期的な財政規律の確保も視野に入れ、本来97.3%に引き上げる予定であった基礎分(医療分)に、新型コロナウイルス感染症の影響による医療給付費相当額分(約3億1,600万円)の法定外繰入を行い、激変緩和率を92.3%としました。区は合計で約5億6,400万円の法定外繰入を行い、保険料負担の抑制を図りました。

保険料負担抑制額 約564百万円	賦課総額 約8,674百万円	所得割	賦課割合 所得割分保険料収入 ÷ 賦課総額
基礎分(医療給付費) 約316百万円 基礎分(激変緩和) 約171百万円 後期分(激変緩和) 約51百万円 介護分(激変緩和) 約26百万円	基礎分 約5,926百万円 後期分 約1,862百万円 介護分 約886百万円	【被保険者の旧ただし書き所得額×所得割率】 基礎分 7.16% 保険料収入 3,821百万円 後期分 2.28% 保険料収入 1,202百万円 介護分 2.02% 保険料収入 534百万円	基礎分(医療分) 64% 後期高齢者支援金分 65% 介護納付金分 60%
特定財源 約544百万円		均等割	賦課割合 均等割分保険料収入 ÷ 賦課総額
基礎分 約383百万円 後期分 約115百万円 介護分 約46百万円		【均等割額×被保険者数】 基礎分 42,100円 保険料収入 2,105百万円 後期分 13,200円 保険料収入 660百万円 介護分 16,600円 保険料収入 352百万円	基礎分(医療分) 36% 後期高齢者支援金分 35% 介護納付金分 40%

3 国民健康保険法等の一部改正に伴う見直し

1 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入

国民健康保険法の一部改正に伴い、世帯に未就学児の被保険者がいる場合、世帯の世帯主に対して賦課する「未就学児に対する被保険者均等割額」を半額にします。

また、低所得世帯に係る保険料の均等割減額賦課(7割軽減、5割軽減、2割軽減)の基準に従い保険料の均等割額を減額している場合は、その減額後の被保険者均等割額を半額にします。

2 賦課限度額の見直し

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎分と後期支援金分の賦課限度額を改正します。

基礎分(医療分) 改正前 630,000円→改正後 650,000円

後期支援金分 改正前 190,000円→改正後 200,000円

参考資料4 その1

令和4年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 年金収入 世帯主65歳1人世帯の場合 】
〔基礎分+後期高齢者支援金分〕〔介護分無〕

	令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料 (基礎分+後期分)	155,897 円	150,728 円	5,169 円	3.43%

年金収入		令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
7割軽減世帯 100万円	基礎分+後期分	世帯当たり 円 16,590	世帯当たり 円 15,600	円 990	6.35%
7割軽減世帯 153万円	基礎分+後期分	16,590	15,600	990	6.35%
2割軽減世帯 200万円	基礎分+後期分	88,608	86,438	2,170	2.51%
300万円	基礎分+後期分	194,068	192,238	1,830	0.95%
400万円	基礎分+後期分	271,948	270,942	1,006	0.37%
500万円	基礎分+後期分	351,244	351,078	166	0.05%
600万円	基礎分+後期分	431,484	432,168	-684	-0.16%
700万円	基礎分+後期分	511,724	513,258	-1,534	-0.30%
800万円	基礎分+後期分	594,796	597,210	-2,414	-0.40%
900万円	基礎分+後期分	684,476	687,840	-3,364	-0.49%

※ 表は、モデル的に計算したものです。基礎・支援金分は、基礎分（均等割額42,100円・所得割率7.16%）+ 後期高齢者支援金分（均等割額13,200円・所得割率2.28%）で試算

その2

令和4年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 年金収入 2人世帯の場合 】
 [世帯主(65歳、介護分無) + 配偶者(65歳・収入無、介護分無)]

	令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料 (基礎分+後期分)	155,897 円	150,728 円	5,169 円	3.43%

年金収入		令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
7割軽減世帯 100万円	基礎分+後期分	世帯当たり 円 33,180	世帯当たり 円 31,200	円 1,980	6.35%
7割軽減世帯 153万円	基礎分+後期分	33,180	31,200	1,980	6.35%
5割軽減世帯 200万円	基礎分+後期分	99,668	96,838	2,830	2.92%
300万円	基礎分+後期分	249,368	244,238	5,130	2.10%
400万円	基礎分+後期分	327,248	322,942	4,306	1.33%
500万円	基礎分+後期分	406,544	403,078	3,466	0.86%
600万円	基礎分+後期分	486,784	484,168	2,616	0.54%
700万円	基礎分+後期分	567,024	565,258	1,766	0.31%
800万円	基礎分+後期分	650,096	649,210	886	0.14%
900万円	基礎分+後期分	739,776	739,840	-64	-0.01%

※ 表は、モデル的に計算したものです。基礎・支援金分は、基礎分(均等割額42,100円・所得割率7.16%) + 後期高齢者支援金分(均等割額13,200円・所得割率2.28%)で試算

その3

令和4年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 給与収入 世帯主40歳1人世帯の場合 】
 【 基礎分+後期高齢者支援金分+介護支援金分 】

	令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料 (基礎分+後期分+介護分)	197,687 円	194,129 円	3,558 円	1.83%

給与収入		令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
7割軽減世帯 98万円	基礎分+後期分	世帯当たり 円 16,590	世帯当たり 円 15,600	円 990	6.35%
	介護分	4,980	5,100	-120	-2.35%
	合計	21,570	20,700	870	4.20%
5割軽減世帯 100万円	基礎分+後期分	29,538	27,908	1,630	5.84%
	介護分	8,704	8,926	-222	-2.49%
	合計	38,242	36,834	1,408	3.82%
2割軽減世帯 200万円	基礎分+後期分	139,316	136,906	2,410	1.76%
	介護分	34,578	35,957	-1,379	-3.84%
	合計	173,894	172,863	1,031	0.60%
300万円	基礎分+後期分	205,396	203,686	1,710	0.84%
	介護分	48,718	50,867	-2,149	-4.22%
	合計	254,114	254,553	-439	-0.17%
400万円	基礎分+後期分	275,252	274,282	970	0.35%
	介護分	63,666	66,629	-2,963	-4.45%
	合計	338,918	340,911	-1,993	-0.58%
500万円	基礎分+後期分	350,772	350,602	170	0.05%
	介護分	79,826	83,669	-3,843	-4.59%
	合計	430,598	434,271	-3,673	-0.85%
600万円	基礎分+後期分	426,292	426,922	-630	-0.15%
	介護分	95,986	100,709	-4,723	-4.69%
	合計	522,278	527,631	-5,353	-1.01%
700万円	基礎分+後期分	505,588	507,058	-1,470	-0.29%
	介護分	112,954	118,601	-5,647	-4.76%
	合計	618,542	625,659	-7,117	-1.14%
800万円	基礎分+後期分	590,548	592,918	-2,370	-0.40%
	介護分	131,134	137,771	-6,637	-4.82%
	合計	721,682	730,689	-9,007	-1.23%
900万円	基礎分+後期分	680,228	683,548	-3,320	-0.49%
	介護分	150,324	158,006	-7,682	-4.86%
	合計	830,552	841,554	-11,002	-1.31%

※ 表は、モデル的に計算したものです。基礎・支援金分は、基礎分（均等割額42,100円・所得割率7.16%）+ 後期高齢者支援金分（均等割額13,200円・所得割率2.28%）で試算

その4

令和4年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 給与収入 3人世帯の場合（未就学児均等割軽減） 】
 [世帯主（40歳、介護分有）+配偶者（40歳、収入無、介護分有）
 +未就学児（5歳、収入無）]

	令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料 (基礎分+後期分+介護分)	197,687 円	194,129 円	3,558 円	1.83%

給与収入		令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
7割軽減世帯 98万円	基礎分+後期分	41,475	46,800	-5,325	-11.38%
	介護分	9,960	10,200	-240	-2.35%
	合計	51,435	57,000	-5,565	-9.76%
5割軽減世帯 100万円	基礎分+後期分	71,013	79,908	-8,895	-11.13%
	介護分	17,004	17,426	-422	-2.42%
	合計	88,017	97,334	-9,317	-9.57%
2割軽減世帯 200万円	基礎分+後期分	194,616	209,706	-15,090	-7.20%
	介護分	44,538	46,157	-1,619	-3.51%
	合計	239,154	255,863	-16,709	-6.53%
300万円	基礎分+後期分	288,346	307,686	-19,340	-6.29%
	介護分	65,318	67,867	-2,549	-3.76%
	合計	353,664	375,553	-21,889	-5.83%
400万円	基礎分+後期分	358,202	378,282	-20,080	-5.31%
	介護分	80,266	83,629	-3,363	-4.02%
	合計	438,468	461,911	-23,443	-5.08%
500万円	基礎分+後期分	433,722	454,602	-20,880	-4.59%
	介護分	96,426	100,669	-4,243	-4.21%
	合計	530,148	555,271	-25,123	-4.52%
600万円	基礎分+後期分	509,242	530,922	-21,680	-4.08%
	介護分	112,586	117,709	-5,123	-4.35%
	合計	621,828	648,631	-26,803	-4.13%
700万円	基礎分+後期分	588,538	611,058	-22,520	-3.69%
	介護分	129,554	135,601	-6,047	-4.46%
	合計	718,092	746,659	-28,567	-3.83%
800万円	基礎分+後期分	673,498	696,918	-23,420	-3.36%
	介護分	147,734	154,771	-7,037	-4.55%
	合計	821,232	851,689	-30,457	-3.58%
900万円	基礎分+後期分	763,178	778,406	-15,228	-1.96%
	介護分	166,924	170,000	-3,076	-1.81%
	合計	930,102	948,406	-18,304	-1.93%

※ 表は、モデル的に計算したものです。基礎・支援金分は、基礎分（均等割額42,100円・所得割合7.16%）+後期高齢者支援金分（均等割額13,200円・所得割合2.28%）で試算

港区国民健康保険における所得階層別世帯数及び被保険者数

【基礎分（医療分）】

旧ただし書所得	被保険者数	世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上
0	25,936	20,770	17,406	2,106	828	341	69	16	3	1	0	0
～100万	8,348	6,369	4,915	1,089	250	79	29	5	2	0	0	0
～200万	5,771	4,228	3,113	831	179	77	24	2	0	1	0	1
～300万	3,268	2,232	1,510	503	140	64	14	1	0	0	0	0
～400万	1,845	1,190	757	280	96	47	9	0	1	0	0	0
～500万	1,232	769	457	205	73	25	8	1	0	0	0	0
～600万	824	507	287	149	49	19	2	1	0	0	0	0
～700万	625	382	228	89	45	15	2	1	1	1	0	0
～800万	490	293	172	70	32	14	4	1	0	0	0	0
～900万	418	224	109	62	30	21	1	1	0	0	0	0
900万超	3,173	1,643	757	473	237	134	36	6	0	0	0	0
合 計	51,930	38,607	29,711	5,857	1,959	836	198	35	7	3	0	1

※数値は、令和3年4月1日時点で、港区国民健康保険の資格を有している人を条件に集計しています。

※旧ただし書所得とは、前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除（33万円）を除いた額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。